

松原小学校避難所における生活ルール

制定：令和2年10月31日
松原小学校避難所運営本部

この避難所は、松原1丁目町会と松原2丁目町会を主体とした松原小学校避難所運営本部で運営・管理しています。

被災され一時的に避難所での生活を余儀なくされる皆さんが安全かつ安心して共同生活を送るため、避難所における生活ルールを順守してください。

また、避難所は感染症の対策が万全ではないため、共同生活による新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染リスクが高いことを予めご了承ください。

記

- 1 運営本部の指示に従い、円滑な共同生活を乱さないように配慮してください。
- 2 避難所に入所する時は、できるだけ以下の物品を持参してください。
 - (1) 飲料水、食料
 - (2) 日常服用している薬
 - (3) 上履き(校舎や体育館は土足厳禁です。)
 - (4) 衛生用物品(マスク、消毒用アルコール、石けん、ウェットティッシュ、体温計など)
 - (5) その他日用品(タオル、ペーパータオル、トイレットペーパー、携帯トイレ、レジ袋、養生テープなど)
- 3 学校敷地内への自転車、自家用車の乗り入れは禁止です。徒歩でお越しください。
- 4 避難所に入所する時は、世帯ごとに「避難者カード」を記入してください。また、退所する場合も届出をしてください。
- 5 運営本部が指定した居住区画で避難生活を送ってください。なお、障害者や高齢者、妊産婦、乳幼児など災害時要配慮者や感染症対策等を講じるため、運営本部から指示があった場合は居住区画の移動をお願いします。
- 6 犬や猫などのペットは校舎や体育館内の居住区画に入れることはできません。ケージやキャリーに入れて、運営本部が指定した場所で飼い主が責任をもって飼育してください。(エサや水、トイレ用品などのペット用品は、飼い主が持参してください。)
- 7 各自の所持品や貴重品、履物は、自己の責任において管理してください。
- 8 上下水道が復旧するまでは、校内の既設トイレは使用できません。「災害用仮設トイレ」をご利用ください。
- 9 衛生管理のため、ごみは各自で分別して指定場所に捨ててください。また、避難所の居住区域やトイレ等の清掃は、避難者で協力して交替で公平におこなってください。
- 10 睡眠や休息の妨げにならないよう会話や音声に配慮してください。なお、居住区域では、携帯電話やスマートフォンでの通話は禁止します。また、着信音が鳴らないようマナーモードに設定してください。
- 11 障害者や高齢者、妊産婦、乳幼児など災害時要配慮者への配慮をお願いします。
- 12 学校敷地内では、飲酒及び喫煙を禁止します。火気も厳禁です。
- 13 施設内にある表示物(立入禁止や使用禁止など)は、その表示に従ってください。
- 14 食料や生活用品などの物資は運営本部から配給します。校内や備蓄倉庫の物品は勝手に持ち出さないでください。
- 15 学校の授業が一日も早く再開・復学できるよう、避難者同士で協力してください。
- 16 感染症対策のため、手洗い、マスク着用、検温など体調管理に努めてください。
- 17 上記のほか詳細は、必要に応じて運営本部で検討しお知らせします。